

調査研究（研修）視察報告書

報告者：自民清風会 山崎憲伸

視 察 日	平成26年2月3日	場 所	熊本県熊本市 動物愛護センター
視 察 内 容	熊本市動物愛護センター（ハローアニマルくまもと市）について		
視 察 者	山崎憲伸、田口正夫、築瀬 太、三浦康宏		

熊本市動物愛護センターの沿革

昭和45年5月に畜犬管理所として現在地に移転し、昭和48年2月に畜犬管理事務所に名称を変更後、昭和51年2月に動物管理センターに名称変更。平成14年4月に動物愛護センター（ハローアニマルくまもと市）に名称変更し現在に至る。



施設概要

敷地面積 10,720 m²（東京ドーム1/4個分）

建物 管理事務所 246 m²

収容施設 321 m²

施設の内容 保管施設、処分施設、検査室及び手術室、受付室、資料室、脱臭機械室

収容能力 生犬50頭 仔犬10頭 咬傷犬室4室

処分能力 殺処分10頭/回、焼却炉15頭/回

処分方式 麻酔注射または炭酸ガスによる安楽死 3次燃焼方式

熊本市動物愛護センターの使命

野生鳥獣から愛護動物まで、人と動物とが共生できる安全で安心な住みよいまちづくりを目指す。

熊本市動物愛護センターは、殺処分ゼロを目標に掲げる。犬の殺処分は、2000年度の693匹から昨年度はわずか16匹にまで減った。

猫もこの間、最も多い年で963匹が殺されていたが、昨年度は20匹。無責任な飼い主の安易な引き取り要請を拒否し、譲渡先を懸命に探して、殺処分される犬猫を劇的に減らした取り組みは「熊本方式」と呼ばれており、収容施設内にある殺処分機は2年間一度も使用しておらず、やむを得ず殺処分する場合でも処分頭数が少ないため麻酔注射による安楽死を可能としている。使わなくなった殺処分機



取り組み

平成12年の動物愛護管理法の愛精を機に、獣医師会、ボランティア団体、ペットショップなどの方々と熊本市動物愛護推進協議会を結成し、“殺処分ゼロ”を目標にさまざまな取り組みを行い、その結果、平成14年度には393頭の犬・猫が殺処分されていたが、平成18年度には59頭、平成21年度には7頭に減った。また、もう飼えないからと持ち込まれるペットの数も平成14年度には242頭だったが平成23年度に

は32頭まで減ったとのことである。

具体的な内容としては、「嫌われる行政になろう」を合言葉に動物愛護管理法の“犬または猫を終生飼養するように努めること”の規程を基にして、持ち込みの相談があった場合、とにかく飼い主の翻意を促し、時には言い合いになる場合もあるが、粘り強く説得することで、ペットをもう一度飼い主の元へ戻すことへ成功しているそうである。また、収容している犬・猫のパネル展や、ホームページでの公開、さらに、飼い主の連絡先を記した迷子札をつけることを徹底してもらうための活動“迷子札をつけよう100%運動”を行っている。



「あにも」を参考に建設中の新施設の完成予想図

そのほかには、新しい飼い主さんを募集する譲渡会の開催など、収容された犬・猫の里親探しも積極的に取り組んでおり、つまりは入口を狭く、出口を広くということである。

ただ、問題が無いわけではなく、譲渡を優先するためセンターで保護する猫が増え、収容頭数が限界にきており、現在新しい施設を建設中であった。

なお、この新施設は岡崎市の動物総合センター「あにも」を参考にしているとのことであり、ご説明いただいた村上所長によれば、岡崎市動物総合センター「あにも」はとても素晴らしい施設で、かなりの部分を参考にしているとのことであった。

[感想・岡崎市への反映]

犬猫問題は、全国の自治体でもなかなか進展がみられず、岡崎市でも苦慮しているところである。

岡崎市動物総合センター「あにも」は、熊本市が真似るほどの素晴らしい施設であり、ハード面では先進を走っているが、ソフト面が追いついていない感がある。その点、熊本市動物愛護センターの熊本方式は大いに学ぶべき点があると感じた。

特に、熊本市動物愛護推進協議会の存在が大きく、岡崎市でも協議会を立ち上げる必要性があると考えます。

調査研究（研修）視察報告書

報告者：自民清風会 築瀬 太

視 察 日	平成26年2月4日	場 所	福岡県大牟田市 大牟田市立病院
視 察 内 容	大牟田市立病院の地方独立行政法人化の取り組みについて		
視 察 者	山崎憲伸、田口正夫、築瀬 太、三浦康宏		

「大牟田市立病院の地方独立行政法人化の取り組みについて」

大牟田市について

福岡県の南端、有明海に臨む。石炭とのかかわりは深く、明治・大正時代、石炭の採掘とともに石炭を原料とする化学コンビナートを形成し、日本の近代化を牽引してきたが97年に閉山となった。大牟田市の発展を支えてきた三池炭鉱関連施設は、平成21年1月、「九州・山口の近代化産業遺産群」のひとつとして、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に入っており、三池炭鉱を「大牟田の宝」から「世界の宝」へと世界遺産登録を推進している。

人口：123,638人、面積81.55k㎡、可住地面積62.02k㎡



施設概要

名 称：大牟田市立病院
所 在 地：福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1
法的資格：地方独立行政法人（非公務員型）
設立団体：大牟田市
院長（理事長）：中山 顯兒（なかやまけんじ）
敷地面積：30,183.66㎡
延床面積：25,174.25㎡
構 造：鉄筋コンクリート造
病院本館：地上7階建
病 床 数：一般病床350床



地方独立行政法人の経緯について

●これまでの経過

市立総合病院は、昭和25年に大牟田市立病院として開設して以来、当地域の基幹病院としての機能を果たすとともに、平成7年には現在地に移転新築し、医療機能の拡充整備を行うなど地域の医療ニーズに対応してきた。

その一方、経営に関しては改善の取り組みに力を注いできたが、医療費抑制政策を反映した診療報酬のマイナス改定などにより、移転当初から平成16年度までは赤字決算が続くという状況であった。

そのため市では、病院の経営の健全化を重点取組項目と位置付け、公共性と経済性の両立が確保できる経営形態の検討を進めてきた。

●市立総合病院の経営形態にかかる検討結果

第三者で構成する「市立総合病院経営形態検討委員会」を設置の上諮問し、「指定管理者制度」の導入と移行が困難な場合には「地方独立行政法人(非公務員型)」を導入するという選択肢もあわせて提言がなされた。

その後、市立総合病院において、この提言を踏まえ、他都市の類似病院の経営状況調査や、19年12月に総務省がまとめた「公立病院改革ガイドライン」の内容を参酌し、全ての経営形態について検討を行った。



市立総合病院での検討では、「指定管理者制度」ではリスクが高いため、柔軟な制度設計、迅速な意思決定、効率的な病院運営を行うことで安定した経営の確立が可能となる「地方独立行政法人(非公務員型)」への移行が望ましいとの報告があった。

以上のようなことから、市では、市立総合病院の経営形態については、経営基盤を安定させ地域に必要な質の高い医療を今後も継続して提供できること、また、行政及び議会の関与、病院スタッフの確保等を考慮した結果、「地方独立行政法人(非公務員型)」が最適であるとの結論に達した。

地方独立行政法人化のメリット・デメリットについて

●メリット

<権限の明確化>

職員の採用や人員配置、高額な医療機器等の購入も理事長の権限で行える。

<意思決定の迅速化>

中期計画の議決を受ければ、計画期間中は病院内で意思決定ができ、環境の変化に迅速に対応できる。

<職員定数から解放>

7対1看護体制のための看護師の増員ができる。定数を病院だけで決められる。

<独自の人事給与制度の導入>

医療職に適した給料表が導入できる。病院の業績を反映した給与制度の運用ができる。

<職員の円滑な引き継ぎ>

福利厚生、退職金制度など市直営時代の待遇が引き継がれるため、職員が移行しやすい。

<職員の意識改革>

公務員から非公務員となり、自己成長意欲や組織貢献意欲が増すなど職員の業務に対する意識が変わる。

●デメリット

<管理部門の経費の増大>

人事給与面で市から独立することで、人員増、業務量増が発生し、管理コストは増大する。

<移行費用や新たな費用の発生>

不動産鑑定評価、退職給付引当金計算をはじめ移行費用が発生し、移行後も雇用保険料（非公務員）、振込手数料が新たに発生する。

今後の課題等について（目指す方向性）

- 1) 救急医療(救急センター構築)
増改築計画、スタッフ募集、体制強化
- 2) 診療機能の充実
内視鏡センター等最新高度医療への取組み
- 3) 地域医療連携
(地域医療支援病院の維持・向上)
地織の医療後関係情報のデータベース化
I T ネットによる情報(カルテ)の共有化
- 4) 経営基盤の確立
良質な医療を地域住民に提供し続けていくためには、安定した経営基盤を確立し、事業を継続させることが重要



[所感・岡崎市への提言]

本市においては、平成 21 年 2 月に「岡崎市民病院改革プラン（H 2 3 改訂・5 ケ年）」を策定し、市民病院の各診療科の医師から医療の質の向上と経営改善に向けた目標を設定し、その評価を行い、経常収支の黒字化を達成するなど、病院事業の安定運営とより良い地域医療サービスの提供に取り組んでいるところである。

また、現在本市の病院事業は、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用しており、人事、予算等は市長の権限として事業経営がなされている。

しかし、経営形態については、地方公営企業法の全部適用の他、今回視察をした大牟田市立病院のような、地方独立行政法人化や指定管理者への指定、民間への事業譲渡などがある。

議会としても、現在「病院経営検討特別委員会」を設置し、経営形態のあり方について検討課題としているところであり、地方公営企業法の全部を適用した場合、地方独立行政法人への移行した場合など、それぞれのメリット、デメリットなどをあらゆる角度から調査研究を行っているところである。

少子高齢化に伴う市民の医療ニーズの変化など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民に信頼される病院としての使命を継続的に果たして行くため、国の医療政策の動向並びに地域の医療ニーズ及び医療機関の動向を踏まえる必要もあり、議会の特別委員会に加え、有識者や学識経験者等による審議会の設置も視野に入れ、検討していく必要があると考える。

調査研究（研修）視察 報告書

報告者：鈴木 静男

視 察 日	平成26年2月5日（水）
視 察 内 容	「水の都ひろしま」づくりの推進について
視 察 者	田口正夫、吉口二郎、築瀬太、三浦康宏、鈴木静男

<広島市の概要>

広島市は太田川デルタ上に発達した都市である。1589年毛利輝元が広島城築城の際、白島の南の最大の島を城区に選定したことに由来する。原爆被爆という悲劇の歴史を乗り越え、経済・文化・行政など幅広い分野で中国地方の中核都市として発展。平和都市としてだけでなく、自然環境とそれを生かした農林水産業、文化・スポーツ活動、豊かな食文化、自動車関連産業など多方面に発展した都市。

面積：905.41 k m²

人口：1,173,843 人



<「水の都ひろしま」づくりについて>

平成2年3月に国・県・市で「水の都市整備構想」を策定し護岸・緑地整備を実施。平成15年1月市民と行政（国・県・市）の協働により、「水の都ひろしま」の実現のためのさまざまなアイデアを盛り込み「水の都ひろしま」構想を策定。

・「水の都ひろしま」構想の目的

- 1、水辺などにおける都市の楽しみ方の創出。
- 2、都市観光の主要な舞台づくり
- 3、「水の都ひろしま」にふさわしい個性と魅力ある風景づくり。

・「水の都ひろしま」構想の基本方針

- 1、つかう：市民による水辺の活用。
- 2、つくる：水辺空間の整備とまちづくりとの一体化。
- 3、つなぐ：水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり

・「水の都ひろしま」構想の実現行程

- 1、国の都市再生プロジェクトに平成14年7月に「水の都の再生」として選定される。
「モデル地区・モデル事業の設定と実験的な取り組みの推進」
「市民、民間の活動を支援する親水護岸等の整備、川面に顔を向けたまちなみの整備等の整備の推進」
- 2、平成14年10月に市民、経済・観光関係者、学識経験者、行政（国・県・市）で構成する「水の都ひろしま推進協議会」を設立。
- 3、平成15年10月、構想の実現に向けた概ね10年の実施計画の「水の都ひろしま」推進計画の策定。この計画はモデル地区で重点事業に優先的に取り組むこと、規制緩和や新たな仕組みが必要な事業を社会実験として実施・検証することを等を位置づけている。
- 4、平成16年3月に国土交通省から「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について」が通達され、同月適用区域指定。この特例措置により、河川区域内では認められなかった新たな占有施設設置や民間事業者による営業活動が、一定条件の下、社会実験として実施可能となった。
- 5、平成23年3月これまでの社会実験の結果を踏まえ、河川利用特例措置の準則改正が行われた。この改正を受け、河川管理者から都市・地域再生等利用区域、占有方針及び占有主体が指定され、河川空間における市民や民間事業者の多様な利活用の促進の取り組みが引き続き実施。
「水辺のオープンカフェ」や「水辺のコンサート」など

<水辺のオープンカフェの概要>

オープンカフェは「京橋川オープンカフェ」と「元安川オープンカフェ」がある。

・オープンカフェの種類

1、「地先利用型オープンカフェ」

水辺（河岸緑地）と民有地が道路等を介さず直接接するという空間的特徴を利用したオープンカフェ。（厨房施設等は民有地内）

2、「独立店舗型オープンカフェ」

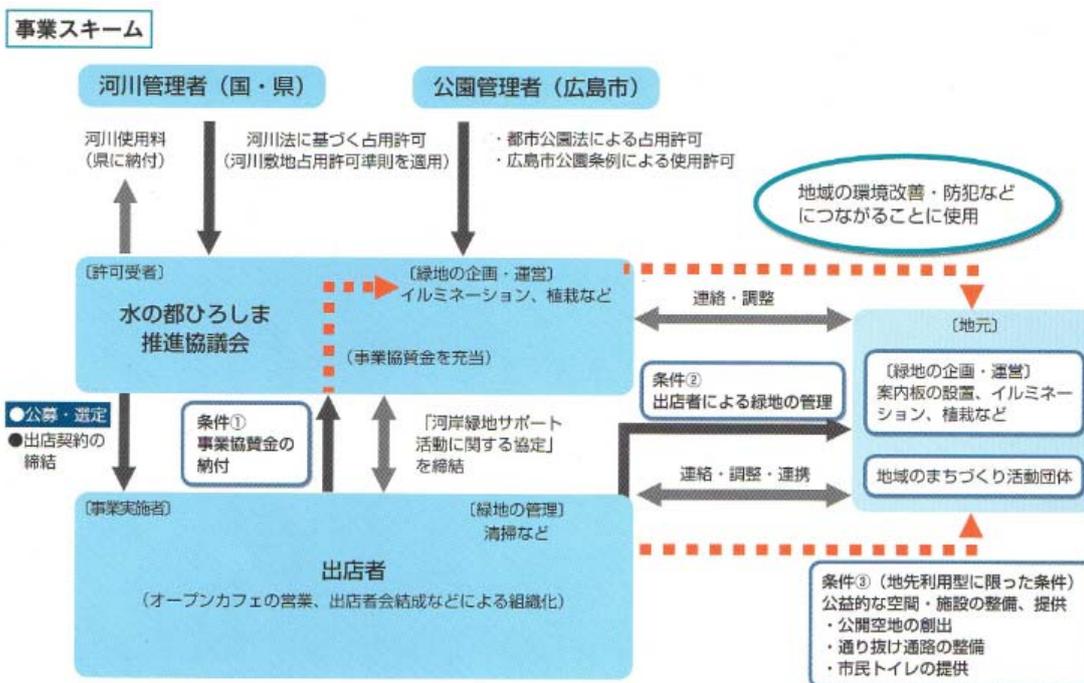
営業に必要な施設そのものを河川緑地内に設置し営業するオープンカフェ。



<水辺のオープンカフェの仕組み>

「水辺のオープンカフェ」は実施主体である推進協議会が全体をコントロールし、河川法・都市公園法の許可手続き、出店者の選定及び契約の締結を行うスキームとしています。

また、独立店舗型の出店者選定に当たっては推進協議会の「出店者選定委員会」を設置し、審査・決定しています。



・主な出店条件（京橋オープンカフェの場合）

（営業期間） 最長 10 年間

（概ね 3 年毎に出店条件の順守状況を評価）

（営業時間） 最長で午前 7 時～午後 10 時 30 分まで

（店舗構造） 鉄骨造、平屋建

（費用負担） 店舗工事は出店者が負担。区画への電気・上下道の引き込み、園路舗装は市で整備済み

（緑地の清掃） 周辺緑地の定期的清掃

（事業協賛金） 店舗（建築物）部分 13090 円/年㎡

ウッドデッキ部分 2400 円/年㎡

保証金として 50 面円

・オープンカフェの事業協賛金の活用

- 1、水辺のコンサート
- 2、京橋音楽の夕べ
- 3、雁木クリスマス&水辺ジャズ
- 4、イルミネーション整備
- 5、花飾りなど

＜オープンカフェの効果＞

1、新たな賑わいの空間創出

オープンカフェの出店により遠方からも人々が訪れ、利用者がまばらであった河岸緑地に新しい人通りを誘発し、新たな賑わいや人々の交流を生み出した。

2、新たな都市の楽しみ方の創出

オープンカフェの実施により水辺空間の新たな使い方についての市民ニーズ、関心の高さが明らかになった。

3、新たな都市観光スポットとして定着

主要旅行ガイド誌への掲載や旅行商品に組み込まれるなど、広島の新しい観光スポットとして定着しつつあります。

4、環境改善

周辺の河岸緑地では、かつては不法投棄・駐輪が目立っていたが、オープンカフェの出店に伴い、大幅に減少した。また、店舗照明や人の目が増えた事により、歩行者も増加し、夜間も安心して歩ける空間となった。同時に、出店者の清掃活動（義務付け）や事業協賛金を周辺緑地の樹木イルミネーション設置などの環境整備に充当することで、水辺の魅力や夜間の安全性が向上。



＜オープンカフェの課題＞

1、市民認知度の向上

公共空間におけるオープンカフェの展開に当たっては、市民の理解が不可欠。このため、オープンカフェの出店効果のPRとともに、多くの市民が「これまでも良くなった」と感じられる企画と実行を積み重ね、市民の認知度・理解を高めていく必要がある。

2、事業性の確保

オープンカフェは、夏場の暑さや直射日光、冬場の寒さ、北風などはデメリットとなり、雨天時や厳寒期等での対策を講じていく必要がある。

3、集客力の向上

通年で安定した集客を図るため、オープンカフェの特性を生かした四季折々の演出や地域・まちづくり団体との連携の強化など、オープンカフェの付加価値づくりに取り組む必要がある。

〔感想・岡崎市への反映〕

「水の都ひろしま」づくりの推進事業は、「水の都市整備構想」策定により、ハード面整備がされた。また、国の都市再生プロジェクトに「水の都の再生」として選定された。その後、市民と行政の協働により「水の都ひろしま」構想が策定され、モデル地区・モデル事業の設定と実験的な取り組みの推進。親水護岸整備、川面視点でのまちなみ整備を推進に取り組むこととなる。中でも、オープンカフェへの取り組みは実験的な事業として河川敷地占有許可準則の特例措置により河川緑地等を活用したモデル事業となった。長年の社会実験の結果を踏まえ準則改正が行われ、より市民や民間事業者の多様な利活用の促進が引き続き実施されるとの事である。

今後、岡崎市としても観光都市に向けた、乙川リバーフロント計画やツインブリッジ構想の実現にむけて、大いに参考とするべき点は多いと思われます。岡崎活性化本部による観光産業都市に向けた今後の展開のなかに、水辺環境を向上させ「水辺のオープンカフェ」などによる水辺空間を活用したまちづくりにたいして、国・県を巻き込んだ行政側による河川周辺整備を強く要望します。また、市民主体の水辺まちづくり事業が盛んとなる支援体制の充実を推進していくべきです。